

日本マッサージ新報

平成23年9月1日（月曜日） 第64号



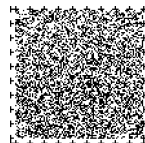
社団法人日本あん摩マッサージ
指圧師会のシンボルマーク

発行

社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会
編集人・発行人：時任基清
印刷（有）大本印刷
点字版 日盲連点字出版部
〒169-8664 東京都新宿区西早稲田 2-18-2
日本盲人福祉センター内
電話：03-3200-0031
F A X：03-5285-9003
振替口座：00140-7-122100

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 日マ会会長挨拶 | 2 |
| 柔整施術の健保療養費 | 3 |
| 第48回盲人代表者会議 | 4 |
| 杉山検校遺徳顕彰会記念館建設に向けての二次募金 | 4 |
| 点字JBニュース | 5 |
| 鍼灸マッサージ健康保険施術の勧め | 10 |
| 鍼灸マッサージ健康保険施術料金表 | 16 |
| 平成23年度第1回理事会・代議員会・総会 | 18 |
| 22年度事業報告 | 18 |
| 22年度決算概要 | 23 |
| 23年度事業計画 | 24 |
| 23年度予算概要 | 26 |
| 編集後記 | 27 |



巻 頭 言

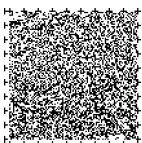
会 長 ときとう 時 任 もときよ 基 清

3月11日、マグニチュード9.0という未曾有の巨大震災が始まり、最大波高38メートルの津波が我国の太平洋岸を襲い、万単位の人々の生命を奪いました。更に、明らかに「人災」と思われる「東電福島第一原発」破損に引き続き、放射能汚染が全国に拡大しています。

本会としては被災され、死亡された方、行方不明になられた方へのお悔やみを申し上げ、心からのご冥福をお祈り致します。幸い、お命に異常が無くとも、財産を根刮、波に浚われた方など、東北と関東一部地域では未だ経験したことも無い被害を受けておられます。本会は会員の皆様に「義援金」拠出を呼び掛け、多くの浄財が寄せられました。

本会は会員の浄財がこれを拠出した方のお気持ちを生かす方法で、被災会員等の為に使うやり方を考えているところです。

今一度、被災会員の方々の復興へのご努力に敬意を払い、エールを送るとともに、義援金拠出にに応じて下さった方々に敬意と感謝を捧げるものであります。



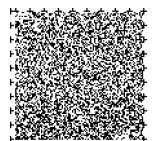
本会と、日盲連、日鍼会、全鍼師会で構成する鍼灸マッサージ保険推進協議会」は被災地の現状に鑑み「被災地域では、医師の同意書無しで保険施術ができるようにして下さい」「医師からの再同意確認無しに施術を継続できるようにして下さい」趣旨の要望書を提出し、被災地の患者さんが安心して鍼灸マッサージ保険施術を受けられるよう、運動し認められたところであります。

又、本会とは別に被災者避難所のある地域で、それぞれ、盲界や業界が音頭を取り、サービス無料施術が行なわれています。一方、非被災地域からボランティアあはき師団を組織し、被災地域に施術ボランティアツアーを企画している人々もある模様です。

いずれにしても、支部単位等で、色々工夫して参ろうではありませんか。8月30日現在の「日マ会義援金」応募額は、789千円です。

・ ・ 柔整施術の健保療養費は、小児科、産婦人科の
医療費を越えた模様 ・ ・

いわゆる七団体（全鍼師会、日鍼会、日マ会、日盲連、全病理、学校協会、理教連）で構成する「あはき等法推進協議会」では予て、無免許者、無資格違法類似業者の横行跋扈に対して、強力な一掃運動を展開して来たところ です。最近、柔整師による、あはき適応の慢性症を故意に読み変え、肩こりは「頸椎捻挫」腰痛は「腰椎捻挫」などとして（医師による「同意書」添付が不要なことから、患者負担額が僅かで済む「柔整保険施術」として）、事実上のマッサージ施術を行なうケースが急増し「地域によっては、無資格違法類似業者からの損害より、あはき師への被害が大きい」とも言われています。



会計検査院などは「柔整不正請求」に注意するよう保険者に呼び掛けているとも聴き及びます。昭和23年発行のあはき法に関する「逐条解説」では、柔道整復師の業務範囲は骨折・脱臼（医師の同意書が必要）と打撲・捻挫（何故か医師の同意書は不必要）とであると明確に示しており、肩こり、腰痛等、慢性病は鍼灸マッサージ師の守備範囲とされています。従って、肩こり、腰痛などの慢性症を「打撲」「捻挫」として柔道整復術（実は、あん摩マッサージ指圧術）を行なっているのは二重に法に違反していることとなります。

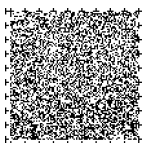
あはき等法推進協議会では、引き続き、柔整師による読み替えの慢性症に対する施術の告発を続けて参ります。どうぞ、皆さんの厚い応援をお願い致します。

・ ・ 第48回日盲連代表者会議、職業分科会では熱心な協議 ・ ・

日盲連第64回全国盲人福祉大会島根大会の二日目、全国代表者会議、職業分科会では、「19条問題」「無資格違法類似業者一掃問題」「柔整師による違法な慢性症の「打撲・捻挫」読み替え保険施術」に対する協議が白熱し、日盲連会員の被害が深刻であることが感じられました。議論の中で「あはき等法推進協議会の運動は生温い」として追及する激しい意見も出されました。

・ ・ 杉山検校遺徳顕彰会が記念館建設に向けて第二次募金 ・ ・

財団法人杉山検校遺徳顕彰会（和久田哲司会長）では予て、検校生誕四百年を記念し、貴重な文化財を修復・保存・利用する為の記念館建設を計画し、募金を行ないましたが、現在、



応募金額は目標の半ばで、今回、第二次募金を準備中です。

この広報誌に、その趣意書と振替用紙を同封致しましたので、読者の皆様にはご無理の無い範囲でご協力をお願い致します。一口5千円なのですが、勿論、何口でも又、5千円未満の金額でも結構です。

杉山和一関東総検校は、我国江戸時代以後の按摩鍼灸術に大きな影響と業績を残し、現代、全ての按摩鍼灸師がお陰を被っていることでもあり、是非とも、ご協力頂くようお願いする次第です。

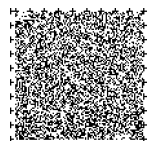
・ ・ 盲界 ・ 業界団体等の動き（点字JBニュース等より） ・ ・

※ マッサージ等将来研究会がホームページを公開 ・ ・ マッサージ等将来研究会が運営管理するホームページ「あん摩マッサージ指圧ネット（AMSnet）」

（アドレス、<http://www.amsnet.me/>）が、平成23年1月13日、公開されました。

この研究会は全鍼師会、日マ会、日盲連、全病理、学校協会、理教連、日東医の7団体で構成し、生涯・教育部会、普及・啓発部会、法令部会の専門三部会を設け、あはき師の資質向上、あはきの普及啓発等に取り組みます。ホームページでは、あん摩マッサージ指圧に関する基礎知識、治療を受けたい人や、あはき師を目指す人へのアドバイスなど、幅広い情報を分かり易く提供します。又、開業者向けに、セミナーの開催予定や、施術に役立つ最新知識なども掲載します。同研究会では「ぜひ、多くの人々に利用して欲しい」と言っています。

※ あはき推進協第7回会合が東京四谷で ・ ・ あはき等法推進協議会（代表、杉田久雄全鍼師会会長）の平成22年度



第7回会合が平成23年2月17日、東京、四谷の全鍼師会で開かれ、日盲連あはき協、小川幹雄会長、須藤平八郎委員、日マ会、時任基清会長、鈴木孝雄理事など、各団体を代表する委員が出席しました。

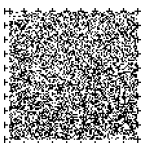
席上、報告・協議された主な事項は

- ①NTTの電話帳では、タウンページ職業分類で、鍼灸マッサージと柔整は「療術」のグループに入り、国家免許者と無資格違法類似業者を一括りにしている
- ②新聞によれば、東京のある鍼灸専門学校では無資格教員が摘発された
- ③ISO関係の委員会で、中国は自国の鍼の基準を国際標準にすべく、提案している
- ④本協議会の「申し合わせ事項（一種の会則）」は今回の協議を中心に、全鍼師会の山本副会長が文案をまとめ、各団体にメール送信する
- ⑤日鍼会提案の「鍼灸師法（案）」については引き続き協議するなどでした。

次回会合（平成23年度第1回）は、4月14日開催

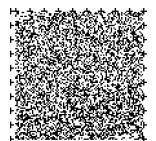
※平成23年度第1回あはき等法推進協議会・あはき等法推進協の今年度第1回会合が平成23年4月14日、東京、四谷の全鍼師会会館で開かれ、日盲連あはき協、小川会長、須藤委員、日マ会、時任会長、鈴木理事、笹原稔理事ら、加盟各団体の委員が出席しました。席上、報告・協議された主な事項は次の通り

- ①昨年9月1日付けで公益認定を受けた日鍼会に続いて、全鍼師会は本年4月1日を以て公益法人に認定



- ②マッサージマニュアルセラピーガイドライン関係の各団体負担金は、22年、23年を一括とし、22年度未納団体が今年度納入することで解決
 - ③柔整師の打撲、捻挫保険請求（3374億円）が小児科医、婦人科医を上回り、いわゆる「事業仕分け」の対象とされた
 - ④本推進協「申し合せ事項」は字句修正後、全鍼師会山本副会長より各委員にメールすることで確認
 - ⑤本協議会の議事録は、代表所属団体が保存するものを正式記録とし、別に各団体がそれぞれ保存
 - ⑥柔整師の療養費請求に関する陳情・要望書は、杉田代表がアポイントを取り、各団体が参加して厚労省に提出
 - ⑦訪問リハビリステーション問題については協議の結果、次回、各団体が情報を持ち寄り対応策の協議
 - ⑧東日本大震災については、マッサージ将来研究会のAMSホームページなどで情報交換を行ないながら、各団体それぞれで対応
- 次回（第2回）会合は6月30日（木）午後2時、全鍼師会会館
※保険推進協4会長会が東京南大塚で・・・鍼灸マッサージ保険推進協議会（代表、日鍼会、相馬会長）の四会長会が平成23年2月23日、東京、南大塚の日鍼会で開かれ、日盲連、笹川会長、日マ会、時任会長、全鍼師会、杉田会長、日鍼会、相馬会長など関係者が出席しました。

会合では、前回からの実務者と厚労省との協議経過が報告された他「鍼灸マッサージを考える国会議員の会」再構築など当面の政治状況に対する運動方法などが話し合われました。

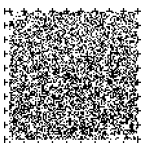


※日盲連あはきプロジェクト第1回会合を開催・・・日盲連では、あはき師の当面する諸課題を検討するあはきプロジェクトを立ち上げ、平成23年2月14日、第1回会合を東京、西早稲田の日本盲人福祉センターで開きました。取り組むべき課題として

- ①教育と就労の一貫性
- ②就労支援
- ③無免許者、無資格違法類似業者対策
- ④19条問題
- ⑤柔整の保険請求と同意書問題
- ⑥教育制度
- ⑦研修制度
- ⑧病院マッサージ師問題
- ⑨盲人ホーム問題
- ⑩日マ会関係

について方針と対策をまとめ、日盲連活動に活かします。

プロジェクトは、日盲連あはき協代表、学識経験者で構成し、委員長、あはき協、小川会長、副委員長、筑波技大、藤井亮輔准教授、日盲連あはき協、糸数三男副会長、委員、日盲連、竹下義樹副会長、同、時任副会長、国リハあはきの会、与那嶺岩夫事務局長、横浜市立視覚特別支援学校、岩屋芳夫教諭の各氏。



第19回あはき師国家試験の合格者発表・・第19回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験の合格者が平成23年3月28日、東洋療法研修試験財団から発表されました。

試験は2月26、27の両日、全国57会場で行なわれ受験者数、合格者数、合格率は次の通り

①あん摩マッサージ指圧師

受験1,849名

合格1,609名

合格率87.0%（前年合格率85.0%、2ポイントアップ）

②はり師

受験5,483名

合格4,553名

合格率83.0%（前年合格率75.5%から7.5ポイントアップ）

③きゅう師

受験5,499名

合格4,595名

合格率83.6%（前年合格率74.9%から8.7ポイントアップ）

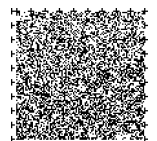
※日盲連あはき協平成23年度予算等承認・・日盲連あはき協（小川会長）の平成22年度第2回委員会が平成23年3月31日、キャンパスプラザ京都で開かれました。会合では

①平成22年度事業、会計中間報告

②平成23年度事業計画、予算

③会員管理システム作成

について、承認・議決しました。



その他

④マッサージ等将来研究会関係報告

⑤視覚障害者三療業就労実態・状況等の情報収集についてなど意見がかわされました。

・ ・ 鍼灸マッサージ健康保険施術の勧め ・ ・

はじめに

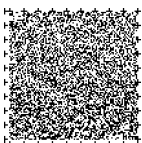
国民皆保険が達成してからすでに久しい期間がたちました。現在、医師の行なう診療については「診療報酬点数表」により、患者自己負担分を除き、殆どそのまま「出来高払い」として支払われます。これを「医療の現物給付」又は「療養の給付」と言います。

一方、鍼灸マッサージ柔整、補装具、転院用寝台自動車代などは、患者が一旦全額を支払った後、自己負担分を除き、保険者から支払われます。これを「償還払い」又は「療養費給付」といいます。

しかし、実際問題、患者に複雑な書式の「療養費支給申請書」を作らせることは困難なので、施術者が患者から「民法上の委任」を受け、更に日マ会などの団体が再委任を受けて代理申請しているのが実態です。

その場合も「患者が一旦全額を支払い、保険者から療養費が支払われた後、自己負担分を除いて患者に返還される」のが立前で、健保の保険者は常にその態度です。

日マ会と日盲連あはき協は、点字使用の視覚障害者、強度弱視の人へのサービスとして、患者の保険証コピーと医師の同意書を添えて、



点字資料やサインペンなどによる大文字資料からの療養費支給申請書作成を援助しています。

1 慣行料金と保険施術料金

医療の健康保険では「厚生労働大臣が承認した高度先進医療」を除き、一部でも自由診療が行なわれれば、その患者の全ての医療費が自由診療として自己負担となります。

鍼灸マッサージ、柔整等、療養費の場合はこれといささか異なり、例えば、補装具などの優れた品を購入しても、その内、厚生労働大臣が認めた金額だけが償還されます。鍼灸マッサージについても仮に、施術者と患者との間で了解が成立していれば、患者が一旦、慣行料金を支払い、その内、鍼灸マッサージの保険料金を保険者に請求し、保険料金の内、自己負担額を除いた金額を償還されることとなります。

2 鍼灸の保険施術

鍼灸マッサージの健保施術料金は本稿末に表を掲げます。

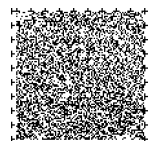
1. 医療先行の原則は消滅

鍼灸保険施術は以前「一定期間（3週間程度）医療を受けた後、医師が同意した場合」に支払われました。

しかし、鍼灸マッサージ保険推進協議会の運動により、現在は「医師が初診の日に鍼灸施術に同意しても良い」ことになり、「医療先行の原則」は消滅しました。

2. 期間・回数制限も消滅

以前、鍼灸施術は初療の日から最長6ヶ月間で終了することになっていました。又、初療から1ヶ月は15回迄、第2ヶ月から



第6ヶ月は月当たり10回を上限としていましたが、この、期間・回数制限も完全に撤廃されました。

3. 医師の同意書と再同意、適応症状

医師の「診療報酬点数表」上で、鍼灸マッサージの同意書は10点（1千円）が付きます。

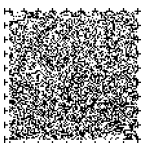
医師による同意書の有効期間は原則3ヶ月です。

- ①同意書による「初療日」が毎月の1日乃至15日であれば、その翌翌月の月末迄有効です。
- ②同意を受けての初療日が毎月の16日から月末迄の間であれば、その月の翌翌翌月の月末迄有効です。

更に、以前は施術を続ける時は「再同意の同意書」が必要でしたが、現在は同意の期間延長は「口頭同意」で良いことになりました。但し、再同意したことを、医師の診療録（カルテ）に必ず記載してもらう必要があります。保険者によっては「医師の診療録に 再同意の記載が無いので、再同意の事実はない」として不支給のことがあります。

鍼灸の保険施術対象は、主として疼痛性疾患

- ①神経痛
- ②リウマチ
- ③頸腕症候群
- ④五十肩
- ⑤腰痛症
- ⑥頸椎捻挫後遺症



⑦その他（・・・・）

となっております、疼痛性疾患であれば、適応症として認められますが、一部の保険者は「6疾患以外一切認めない」の態度もあり、なるべく同意書に示された6疾患のどれか一つに○印を付けてもらうことが肝要です。

4. 併用療法

鍼灸施術の効果を高める為、電気鍼、電気温灸器等を利用することが認められています。

5. 初検料

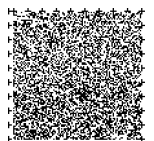
（マッサージでは認められていないのですが）鍼灸では初回料として、最初の施術日のみに一定の加算が認められています。

6. 医療との併給禁止

マッサージには無いのですが、鍼灸保険施術では、「同一期間内に同一疾患（症状）で医療を受けると、鍼灸施術料金の支給は停止される」こととなります。例えば、神経痛の鍼灸施術期間中に患者が風邪を引き、解熱剤が投与されると、解熱剤はほとんど「鎮痛解熱剤」なので「医師から鎮痛剤が投与されているので不支給」などの扱いとなります。

7. 往療料

①料金は別表として示しますが、鍼灸施術についても、患者の状態から医師が「往療が必要」と判断した場合や指示した時は往療が認められます。しかし、保険者が往療を認めることはごく稀なケースです。



②往療距離の計算は地図上の直線距離によります。道路の長さではありません。

③原則、2キロメートル迄は基本料金で、これを越えて2キロメートルごとに加算料金800円が付きますが、最遠、8キロメートルで打ち切られ、8キロメートルから16キロメートル迄は同一料金で一律2,400円を加算する。16キロメートルを越えた往療は原則として認められません。非常に人口密度が疎であり、施術所と患者宅の間に、他の施術所が無い時は理由を付して請求することになります。

又、引き続き複数の患者宅に往療する場合は、第一の患者宅は、上記の計算方法ですが、第二の患者宅には第1の患者宅か、施術所の近い方からの距離計算となります。

3 マッサージの保険施術

1. 適応症

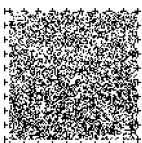
マッサージ保険施術は

- ①筋麻痺
- ②関節拘縮

のみです。

これは本来、保険医療機関で医療を受けるべきところ、患者が歩行困難の為、医師の同意の下、マッサージ師が往療・施術することになります。

従って、一般的に「歩行難の為、往療を必要とする」旨が同意書に記載されることになります。



2. 同意書

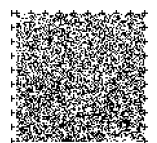
マッサージ、変形徒手矯正術の同意書についても「診療報酬点数表」上で10点（1千円）が認められています。

マッサージは医療との併給が認められているので、同一疾患で医療を受けても差し支えありません。

しかし、対象疾患（症状）は前記の通りなので、同意書の病名・症状の記載は注意を要します。

- ①「脊柱管狭窄症」であれば「頸部脊柱管狭窄症」も有り得るので、5部位を請求できますが「腰椎部脊柱管狭窄症」とあれば体幹、両下肢の3部位のみが認められることとなります。
- ②「脳梗塞」とあれば、「多発性脳梗塞」が予想され、5部位を請求できますが、「脳梗塞による片麻痺」とあれば、体幹と片側上下肢麻痺として3部位の施術のみの請求となります。
- ③関節拘縮に対する「変形徒手矯正術」は1局所に対するマッサージ施術料金より高額なので、医師の同意書に、例えば「四肢に対する変形徒手矯正」が必要とあれば、施術料金は多額となります。
- ④同意期間

マッサージについても、初療の日が月の1日から15日の間であれば、翌々月の月末迄、16日から月末迄の間であれば、翌々々月の月末迄となり、再同意については口頭同意が認められますが、医師のカルテに記載される必要のあることは同様です。



⑤但し「変形徒手矯正術」を含む同意書の有効期間は初療から正一箇月であり、二回目以後の同意についても「口頭同意」は認められず、毎月、同意書添付が求められます。

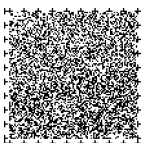
3. 身体の区分による料金計算

同意書に身体を体幹、左右上下肢の五部位を示し、医師は施術に同意する部位に○印を付して施術箇所を示します。

その場合、記載された病名から見て不必要と思われる部位に○印があり、多い部位の施術料金を請求すると「これこれの部位の施術は不必要」として保険者から申請書が返戻されることがあります。悪質な場合はこれを理由に「不支給」の扱いとなることさえあります。

4 医師会等の態度

一部の県医師会や地域医師会では「妄りに鍼灸マッサージに同意すべからず」の司令を出している向きがあります。しかし、同意書は歯科医師以外の医師であれば何科専門でも良いので、施術者はできるだけ、最寄の医師と連絡を取り、施術者は医師に患者を紹介し、医師から「同意書」を受ける関係を構築することが必要でしょう。



鍼灸マッサージ健康保険施術料金表

あん摩・マッサージ・指圧

(改定 平成22年6月1

日)

| | 新料金 |
|---------|-----|
| 1局所につき | 260 |
| 変形徒手矯正術 | 535 |

はり・きゅう

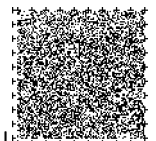
①1術 (はり又はきゅうのいずれかの一方)

| | | 新 料 金 | | |
|-------------|-----|-------|-----|-------|
| 初 回 | | 2,600 | 初検料 | 1,405 |
| | | | 施術料 | 1,195 |
| 使用時 電気針等 | 初 回 | 2,630 | 初検料 | 1,405 |
| | | | 施術料 | 1,195 |
| | その他 | 1,225 | 電療料 | 30 |
| | | | 施術料 | 1,195 |
| | | 電療料 | 30 | |

②2術 (はり、きゅう併用)

| | | 新 料 金 | | |
|-----|--|-------|-----|------|
| 初 回 | | 2,95 | 初検料 | 1,45 |

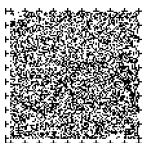
| | | | | |
|-------------|-----|-------|-----|-------|
| | | 0 | | 5 |
| | | | 施術料 | 1,495 |
| 使用時 電気針等 | 初回 | 2,980 | 初検料 | 1,455 |
| | | | 施術料 | 1,495 |
| | | | 電療料 | 30 |
| | その他 | 1,525 | 施術料 | 1,495 |
| | | | 電療料 | 30 |



おわりに

以上、まだ健保を取り扱ってなかった方には「非常に複雑」の印象を与える内容であったかも知れません。しかし、筑波技術大学、藤井亮輔准教授、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、指田忠司研究員の共同研究によれば「鍼灸マッサージ施術者の内、保険施術取扱者は、その他と比較して収入が多い」ことが明らかであり、面倒がらず、積極的に取り組んで頂きたいものです。視覚障害者の保険取扱についても援助体制をご用意してありますので、是非ご一考願います。

尚、既にこの方面に参入している方には「仏に説教」状態であったかと思えます。どうかご容赦の程を！



・ ・ 日マ会平成23年度第一回理事会 ・ ・**代議員会 ・ 総会が東京西早稲田で ・ ・**

本会の今年度第一回理事会と定期代議員会、定期総会が5月27日、東京西早稲田の日本盲人福祉センターで開かれ、それぞれ、

①平成22年度事業・決算・監査報告

②平成23年度事業計画・予算

③公益社団認定準備状況報告

④会員管理システム構築

等について報告を承認し、提案を議決しました。

平成22年度事業・決算報告と平成23年度事業計画の概要を次に掲げます。

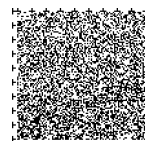
平成22年度事業報告

未曾有の不景気、歯止めの無い柔整師・鍼灸師養成学校と業者数の急増、無免許者・無資格違法類似業者の横行跋扈、柔整師によるあはき適応症の読み替え保険施術による患者の奪い取り等々、本会会員を取り巻く状況は厳しさを増しており、我々は一層重大な事態に立たされている。この状況を打破し、業と生活の安定を図るには全会員が一致団結し、会運営と運動展開に当たるべき時と思われる。

この方針の下、本会は下記の事業・運動を推進して来た。

1. 公益社団法人を目指す活動

本会は公益法人認定申請委員会を立ち上げ、2年間を目途に検討を重ねて来たが、その期限を目前にして準備はなかなか進捗していない。



これは日マ会の関係職員が日常業務（損害賠償保険関係事務、鍼灸マッサージ健康保険取り次ぎ業務等）に忙殺され、毎月、委員会から指示される作業に手が回らない為であり、事情止むを得ないのではあるが、申請期限が迫っていることもあって、こゝで何とか遅れを挽回しなければならない。二年間の会議実績は以下の通り。

平成20年11月12日の第1回から平成23年3月15日の第23回を数える

2. 公益目的事業

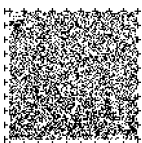
1. 鍼灸マッサージに関する研修事業

- ①必要性：「国家免許だから、無資格業者対策として、研修は必要無い」との意見があるが、無免許者、無資格違法類似業者対策だけでは無く、本来、国民の保健衛生を担う医療関係者には、弛まぬ自己研鑽が求められているので、我々あはき業者のみが研修義務を免れることはできない。

従って、我々は、国民保健衛生に責任を持つ立場からも、研修活動を強化しなければならない。

- ②中央三療研修会：社会福祉法人日本盲人会連合（以下、日盲連）

あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師協議会（以下、あはき協）との共催、平成22年8月26日、日本盲人福祉センターを会場に、テーマ（1）「鍼灸マッサージのリスク管理」筑波技術大学教授、形井秀一先生、3単位。テーマ（2）「腰痛の新しい概念と鍼灸手技療法」埼玉医科大学講師、山口智先生、3単位。参加者約70名。



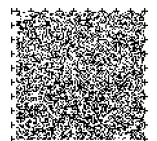
③ブロック研修会：

関東ブロック、東京都あん摩マッサージ指圧師会（以下、東マ会）当番で、平成22年9月18日、日本盲人福祉センターを会場に、テーマ（1）「五十肩に対する鍼・電気・手技治療及び新しい運動療法」筑波大学准教授、吉川恵士先生、5単位。テーマ（2）「坐骨神経痛に対する鍼灸手技療法」筑波技大准教授、藤井亮輔先生、5単位。参加者約100名。

中国ブロック、岡山県マッサージ師会当番、岡山市中区古京町、三光荘を会場に、平成22年11月6日～7日、テーマ（1）「あはき関係最近の動向」筑波技大保健学科准教授、藤井亮輔先生。テーマ（2）「坐骨神経痛に対する鍼灸手技療法」実技を交え、筑波技大保健学科准教授、藤井亮輔先生、合計3単位、参加者約70名。

九州ブロック、長崎県マッサージ師会当番、長崎県総合福祉センター及び長崎県視覚障害者情報センターを会場に、平成22年9月25日～26日、テーマ（1）「私の治療院経営の試み、視覚障害あはき師の生き残り策として」元長崎県立盲学校理療科教諭、小野一郎先生。テーマ（2）「三療業界の現状と課題」と「鍼灸マッサージ健保取り扱いの勧め」を日マ会会長講演、参加者約35名。

四国ブロック、愛媛県盲人マッサージ師会当番、松山市ワシントンホテルを会場にて、平成23年1月22日～23日、テーマ（1）「日マ会の現況と今後の課題」日マ会会長。



テーマ（2）「治療に役立つ気功」くるみ鍼灸院院長、富永恵子先生、3単位、参加者42名。

2. 資料提供事業

必要な資料を一般文字、拡大文字、読み上げコード、点字、音声等で希望者に提供した。

3. 研究依託事業

本年度は行なわなかったが、今後、適切なテーマを選択し、筑波技術大学、筑波大学等への依託を行なう予定。

4. 広報事業

従来の「会報誌、マッサージ新報」を衣替えし「広報、日マ新報」として発刊し、ホームページによる等、あらゆる機会を捉えて、広報活動に努める。

尚、今年度発刊の「日マ新報」は平成22年9月1日、第62号及び、平成23年2月1日発行の「広報誌、日マ新報」第63号の二回である。

5. 鍼灸マッサージ健康保険施術推進事業

日盲連あはき協と共に、本会会員中の希望者から依託を受け、療養費支給申請書等を審査、取り次いでいる。

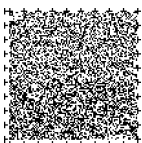
健康保険申請会員（118名）取扱件数約1,200件／月

3. 共益事業、その他事業

1. 理事会開催

第1回、平成22年5月28日(金)午前10時～午後1時

第2回、平成23年3月25日(金)午前11時～午後2時予定



2. 代議員会開催

第1回、平成22年5月28日(金)午前10時～午後1時

3. 総会の開催

第1回通常総会、平成22年5月28日(金)午前10時～午後1時

4. 関係機関への派遣

①あはき等法推進協議会（以下、推進協）への派遣

第1回、平成22年4月14日から合計6回、全鍼師会にて
出席者、時任基清会長、鈴木孝雄理事、笹原稔理事。

②マッサージ等将来研究会（生涯教育部会）

第1回、平成22年6月20日から計3回東京医療専門学校にて

③マッサージ等将来研究会（普及啓発部会）

平成22年6月5日開催、ホームページ作成

<http://www.amsnet.me/>

5. 鍼灸マッサージ保険推進協議会（以下、保険推進協）の四会長会議、会場はいずれも東京南大塚、日本鍼灸会館

第1回、平成22年4月1日から合計6回開催（時任会長出席）

6. 財団法人東洋療法研修試験財団（以下、財団）の諸会議への派遣

第1回理事会、平成22年6月16日、出席者、時任基清会長

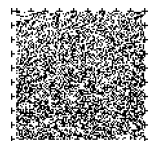
第2回理事会、平成23年3月9日予定、出席者、時任基清会長

第1回、2回評議員会、横川純夫副会長出席

第1回、2回生涯研修推進委員会、時任基清会長出席

7. 財団法人国際医療技術交流財団定例評議員会

時任基清会長出席



8. 三井住友損保への損害賠償保険取り次ぎ事業

希望する会員の希望する保険を取り次いだ。

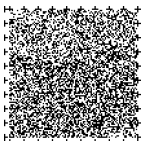
又、視覚に障害がある会員の便宜を図る為、自動継続、自動払込の制度を確立、また振込票自動作成など利用を促進した。

契約者数（平成23年3月末日現在）972名

9. その他、本会目的達成に必要な諸事業を展開した。

平成22年度決算の概要

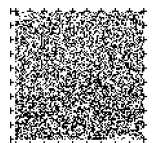
| | | | |
|-------|------|----------|-------------|
| 収入の部 | 会費 | 予算 | 5,550,000円 |
| | | 決算 | 4,790,970円 |
| | 事業収入 | 予算 | 5,590,000円 |
| | | 決算 | 5,800,082円 |
| | その他 | 予算 | 601,327円 |
| 決算 | | 571,381円 | |
| 合 計 | | 予算 | 11,741,327円 |
| | | 決算 | 11,162,433円 |
| 支出の部 | 事業費 | 予算 | 8,710,000円 |
| | | 決算 | 8,991,018円 |
| | 管理費 | 予算 | 1,240,000円 |
| | | 決算 | 1,398,033円 |
| | その他 | 予算 | 1,791,327円 |
| | | 決算 | 95,000円 |
| | 合 計 | | 予算 |
| | | 決算 | 10,484,051円 |
| 次期繰越金 | | | 678,382円 |



平成23年度事業計画の概要

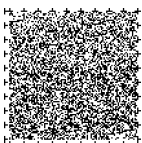
本法人（以下、本会）は公益社団法人申請準備に当たる他、国民保健衛生向上、高齢化社会への対応、施術者資質向上、権益擁護に努め、固い団結の下、次の事業、運動を展開する。

1. 公益法人法に準拠する定款、事業、会計等確立の為、役・職員は社員とともに、全力で法に適合するべく又、当面、平成23年度中の申請を目指す。
2. 相談窓口で国民、本会社員の健康保持・増進、健保取扱関係等相談に応じ、適切な助言を行なう他、視覚障害者の療養費申請を援助する為、点字・拡大文字からの申請書作成と、審査を行ない、取扱拡大に努める。
3. 研究推進の為、関係団体と、施術効果研究、海外手技療法の情報収集等に努める。
4. 国民の医学的教養と本会社員資質向上の為、社会福祉法人日本盲人会連合（以下、日盲連）あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師協議会（以下、あはき協）と共催の中央三療研修会、各ブロック三療研修会を開催し、国民、本会社員の教養と学術向上に努める。又、公益財団法人東洋療法研修試験財団（以下、財団）が実施する「財団共催研修」に参加し、国民と本会社員の医学教養、資質向上に努める。



※具体的には

- ①、中央、平成23年7月頃
 - ②、関東ブロック、平成23年9月頃
 - ③、九州ブロック、平成23年9月頃
 - ④、中国ブロック、平成23年10月頃
 - ⑤、四国ブロック、平成24年1月頃
5. 財団共催研修、財団生涯研修に協力し、多くの社員が研修終了証、理事長表彰を得られるよう図る。
6. 国民と本会社員の医学教養、資質向上の為、必要な資料等を活字・拡大文字・点字・音声等として希望者に提供する。
7. 本会PRの為、ホームページの作成、広報誌発行等に努める。
8. 健保取扱、損害賠償保険取扱等を通じて、正社員、賛助社員増等、組織強化に努め、公益法人への移行を通じて、社員と本部との関係強化に努め、多くの業友入会を促す。
9. 諸問題解決の為、あはき等法推進協議会（以下、推進協）鍼灸マッサージ保険推進協議会（以下、保険推進協）財団等に代表を送る。

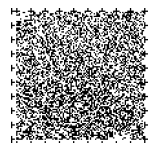


10. 業の健全発展、權益擁護の為、諸対策を推進する。

- ①、推進協に代表を送り、あん摩マッサージ指圧等の定義を定める等、あん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師等に関する法律（以下、法）改正運動を展開する。
- ②、業の健全発展と、国民の保健・衛生向上を阻む、無免許者、無資格違法類似業者の徹底取締を関係当局に運動する等、安心して国民が按摩マッサージ指圧、鍼、灸（以下、あはき）施術を受け、本会社員が業を営める環境の整備に努める。
- ③、国民が安心して健康保険施術を受けられるよう、保険推進協とともに、同意書簡素化、鍼灸マッサージ保険取扱条件改善に努める。又、日マ会保険部を強化し、健保取扱の推進に努める。
- ④厚労省、雇用機構等、関係機関に運動し、施術者の官庁、一般企業、特養、老健等への雇用拡大に努める。

平成23年度予算の概要

| | | | |
|------|------|------|-------------|
| 収入の部 | 会費 | 前期予算 | 5,550,000円 |
| | | 今期予算 | 4,590,000円 |
| | 事業収入 | 前期予算 | 5,590,000円 |
| | | 今期予算 | 7,030,000円 |
| | その他 | 前期予算 | 601,327円 |
| | | 今期予算 | 728,382円 |
| 合 計 | | 前期予算 | 11,741,327円 |
| | | 今期予算 | 13,348,382円 |



| | | | |
|------|-----|------|-------------|
| 支出の部 | 事業費 | 今期予算 | 8,710,000円 |
| | | 今期予算 | 10,970,000円 |
| | 管理費 | 前期予算 | 1,240,000円 |
| | | 今期決算 | 1,340,000円 |
| | その他 | 前期予算 | 1,791,327円 |
| | | 今期予算 | 1,038,382円 |
| 合計 | | 前期予算 | 11,741,327円 |
| | | 今期予算 | 13,348,382円 |

・ ・ 編集後記 ・ ・

毎度、1月1日付と7月1日付の日マ新報は遅れ勝ちとなり、編集・発行人としては心を痛めているところです。ご承知の通り、本会事務局には、日マ会職員としてのスタッフは居ず、日盲連職員の出向により事務作業を行なっています。日盲連あはき協議会の事務と、本会の諸事務を一括して運営しており、双方の損害賠償責任保険の扱いと、双方のあはき健保施術請求の取り次ぎで、殆ど忙殺されており、公益認定準備、日マ新報編集にはなかなか手が回らない実態があります。しかも、私（時任）を始め一同、編集作業には全くの素人であり、右往左往の有様です。皆様のご満足の行く内容には程遠いのですが、一所懸命やっていることだけを受け取って頂ければ望外の喜びであります。

以 上

